

4小個審第3号
令和5年2月2日

小郡市長 加地良光 様

小郡市個人情報保護審議会
会長 西嶋 法友

回 答 書

令和5年2月2日付4小総第247号による意見聴取について、下記のとおり回答する。

記

1 意見聴取事項

行政事務委嘱に係る個人情報の提供について

2 意見聴取の概要

令和4年6月末まで、小郡市行政事務委嘱に関する規則に規定する委嘱事務について、区長に対し委嘱していた。この委嘱事務は、小郡市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第11条の「委託」にあたるものとして、その事務遂行のために必要なものとなる世帯員台帳（氏名・住所・性別・生年月日）を提供（貸与）していた。

令和4年7月からは、上記規則を廃止し、新たに制定した小郡市区長への協力依頼事務に関する規則により協力依頼事務として依頼している。この規則整備後、提供していた世帯員台帳については、区長業務が委嘱事務から協力依頼事務に移行し、委託行為としての提供（貸与）ができないことにより回収している。

区長への世帯員台帳の提供にあたっては、市は小郡市行政事務委嘱に関する規則において秘密保持等を規定し、新任区長研修での世帯員台帳の適切管理の説明、個人情報保護の手引きの配布により指導を行っていた。また、令和3年度からは個人情報の取扱いに関する覚書を取り交わしていた。

当該提供（貸与）していた世帯員台帳の取扱い（安全管理措置）について、意見を聴取された。

3 審議会の意見

区長への行政委嘱事務に基づく世帯員台帳による個人情報の提供に関しては、小郡市個人情報保護条例第 11 条に基づき提供されたものであり、違法性は認められない。

しかしながら、覚書等の個人情報の取扱いに係る規定事項や研修の実施状況等を確認したところ、個人情報の厳正な管理を担保するものとしては、不十分な点があると見受けられた。

本件のように、市が委託する個人情報取扱業務においては、国の個人情報保護に係るガイドラインに基づく契約条項を規定し、適正な安全管理措置を講じることが必要である。

特に、区長が個人情報を取扱う場合の管理体制に関しては、十分に対策が取られるべきであり、契約書等で書面確認を行うとともに、毎年研修を実施し、個人情報の厳正な管理が行われるよう指導・監督を行う必要がある。

なお、区が保有する個人情報の取扱いに関しても、区の役員等が個人情報取扱者となる場合は、取扱者の範囲を指定するとともに、研修の対象に加えるなど、適正な管理が図られるよう働きかける必要がある。